

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び
北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）における
酒類の地理的表示の相互保護（追加）について

令和6年12月5日付で日英EPA附属書十四-Bの改正に関する外交上の公文の
交換が行われたことに伴い、次に掲げる酒類の地理的表示（GI）（日本側7製品、
英国側10製品）は、令和6年12月20日から、相互に保護されることとなります。

1. 日本側の酒類GI

番号	名称 ^(注1)	産地の範囲	酒類区分 ^(注2)	(参考) 翻訳の例
1	佐賀	佐賀県	清酒	Saga
2	大阪	大阪府	ぶどう酒	Osaka
3	長野	長野県	ぶどう酒	Nagano
4	長野	長野県	清酒	Nagano
5	山形	山形県	ぶどう酒	Yamagata
6	新潟	新潟県	清酒	Niigata
7	滋賀	滋賀県	清酒	Shiga

2. 英国側の酒類 G I

番号	名称 ^(注1)	産地の範囲	酒類区分 ^(注2)	(参考) 翻訳の例
1	Darnibole	英国	ぶどう酒	ダーニボール
2	Gloucestershire cider	英国	その他の酒類	グロスターシャー・シードル
3	Gloucestershire perry	英国	その他の酒類	グロスターシャー・ペリー
4	Rutland Bitter	英国	その他の酒類	ラトランド・ビター
5	Single Malt Welsh Whisky / Wisgi Cymreig Brag Sengl / Wysgi Cymreig Brag Sengl / Chwisgi Cymreig Brag Sengl	英国	蒸留酒	シングル・モルト・ウェル シュ・ウイスキー / ウイスキー・カムリ・ブラ ック・センガル / ウイスキー・カムリ・ブラ ック・センガル / ヒウイスキー・カムリ・ ブラック・センガル
6	Sussex	英国	ぶどう酒	サセックス
7	Traditional Welsh Cider	英国	その他の酒類	トラディショナル・ウ ェルシュ・シードル
8	Traditional Welsh Perry	英国	その他の酒類	トラディショナル・ウ ェルシュ・ペリー
9	Worcestershire cider	英国	その他の酒類	ウスターシャー・シードル
10	Worcestershire perry	英国	その他の酒類	ウスターシャー・ペリ ー

- (注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」といいます。) 第 9 項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。
- 2 表示基準第 1 項第 4 号に定める「酒類区分」を指します。
- 3 「英国」の表記は、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」を指します。
- 4 「名称」欄及び「(参考) 翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合に、それぞれの名称を区分するために使用しています。